

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、契約担当官等が提示した条件を熟知の上、入札してください。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札は所定の用紙を使用し、入札物件番号ごとに別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号ごとに総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前にあらかじめ委任状又はその他委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名又はその他代理人の署名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。
 - （1）入札参加資格のない者のした入札。
 - （2）委任状のない代理人がした入札。
 - （3）入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - （4）入札書に入札者の署名又は記名のないもの。
 - （5）売払番号を付した場合にあっては、当該番号を確認できないもの。
 - （6）入札書の記載事項を訂正したもの。
 - （7）郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - （8）入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。（ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）

- (9) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (10) その他入札条件に違反した入札書。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書等を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 13 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、くじを引かないもの、郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 16 落札者は契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当官等に提出しなければならない。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。なお、契約を締結しない者、違約金を支払わない者は林産物の売払いに係る資格を取り消し、又は付与しないことがある。
- 19 落札者が契約を履行しなかったため契約解除した場合は、林産物の売払いに係る資格を取り消し、又は付与しないことがある。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 23 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の競争参加資格等について、不利益な取扱いを受けることはない。
- 23 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の競争参加資格等について、不利益な取扱いを受けることはない。
- 24 入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 25 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。